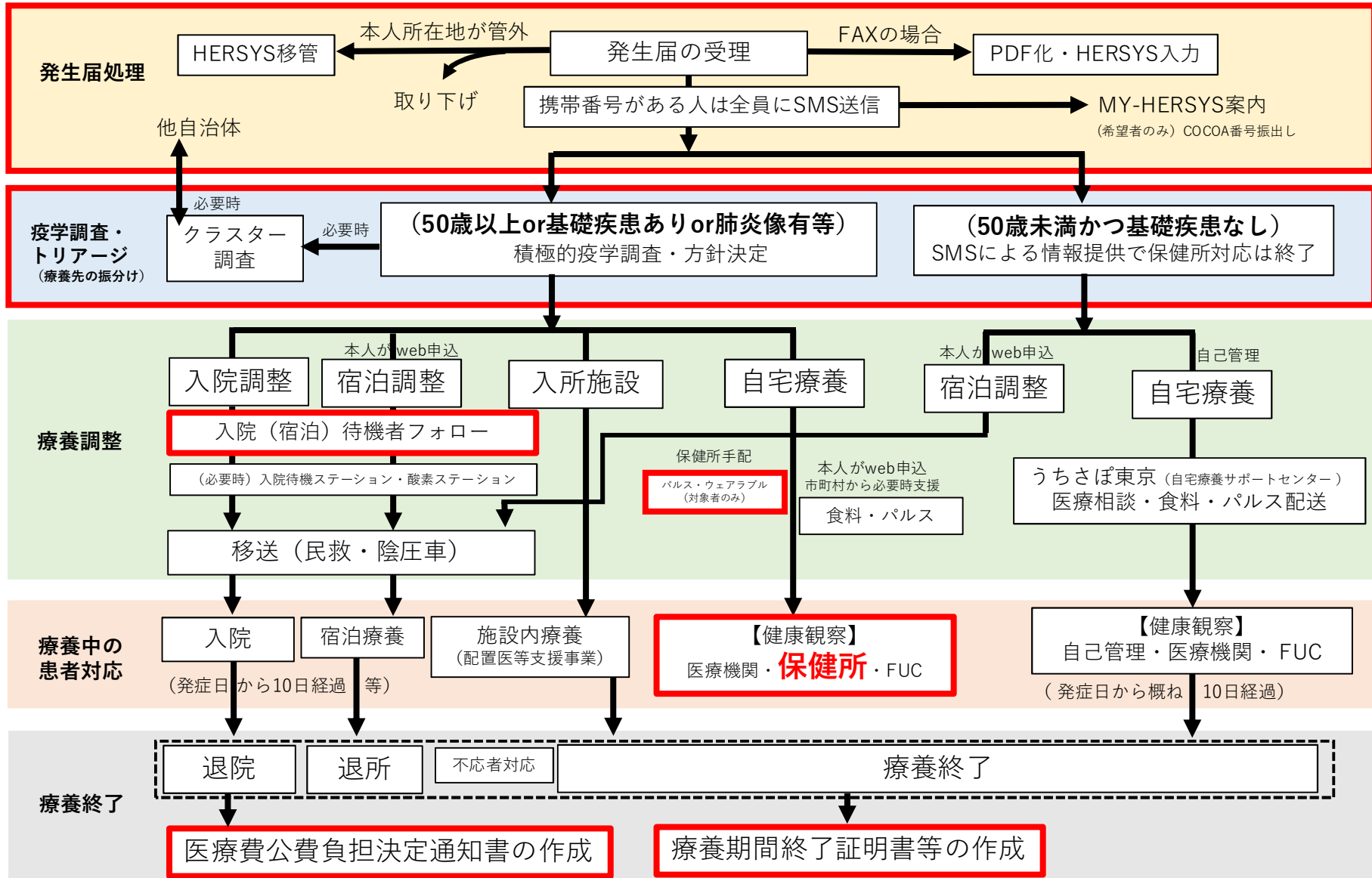


感染症有事における保健所コア業務と関係機関等 との役割分担に関する参考資料

都保健所における新型コロナ業務の流れ（令和4年7月時点）



事 務 連 絡
令 和 4 年 4 月 4 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応に係る今後の保健所等の体制について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて、オミクロン株を中心とする感染者の増加に対応するため、貴自治体におかれては、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、保健所業務の重点化を行っていただき、重症化リスクの高い感染者（以下「ハイリスク者」という。）に対する対応を行っていただくなど、地域の状況に応じて適切にご対応いただいているものと承知しております。

以上の対応も踏まえつつ、今後の感染拡大時には、保健所業務の逼迫を防ぎつつ、ハイリスク者に確実に対応できるよう、HER-SYS等のシステムの一層の活用を進めるとともに、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の業務については、外部委託や貴自治体による一元化を原則として体制を整備して頂くようお願いいたします。以上の体制整備に当たっては、管内だけでなく管外の事業者等への委託も含め、幅広くご検討ください。

併せて、これまで事務連絡でお示してきた内容を踏まえつつ、改めて、保健所等における新型コロナウイルス感染症対応に係る業務について、下記のとおり整理しました。これらの整理を踏まえていただき、各地域において効率的かつ効果的な業務の実施に努めていただきますようお願いいたします。なお、地域の実情に応じて、これに依らない対応も可能であることを申し添えます。

本事務連絡の内容について、管内保健所及び政令指定都市の区保健所支所へ

の周知をお願いします。

記

1. 人員体制について

今後の感染拡大に備え、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外は、外部委託や都道府県等における業務の一元化を原則とする。

○外部委託が可能な業務

- ・発生届の入力
- ・電話相談
- ・健康観察
- ・各種証明書交付
- ・パルスオキシメータ等の配布・回収
- ・食料や生活物資等の配布

○都道府県等における一元化が可能な業務

- ・入院調整
- ・宿泊療養施設の入所調整
- ・健康観察
- ・電話相談
- ・各種証明書交付
- ・パルスオキシメータ等の配布・回収
- ・食料や生活物資等の配布

なお、IHEAT の一層の活用を行うとともに、保健所等への外部支援者のマッチングやスケジュール管理を行うため、IHEAT、JP を積極的に活用すること。

(参考)

◇事例の横展開等

保健所体制の整備と好事例の共有に係るアンケート集計結果共有会の開催について（令和3年7月20日）

<https://mhlw.onepublicfile.com/Download/index?uid=422ab9b1-3725-eb11-bbf8-000d3a52b046&at=9bfd1dfa-b025-4e85-922f-6c17fa76fc7f&fiid=4dbe3339-f21b-4a17-b464-6483ec5e4ea5>

2022年6月15日付新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議 報告書

「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」 抜粋

速化及び拡充を図るとともに、デジタル化による業務効率化やデータ共有を通じた「見える化」を推進することが必要である。

情報の共有や連携に際して、データを提供する側が安心して提供するためにも、政府においてデータ・ガバナンスの考え方に立って、活用のルールを整備することが重要である。

② 保健所体制の強化に関する事項

感染予防の最前線に立つ保健所は、1997年以降、市町村への権限の移譲や機能強化のための集約化に伴い設置数が大きく減少した一方、日常業務の増加やICT化の遅れなどにより、有事に対応するための余力に乏しい状態にあった。こうした状況に加え、今回のパンデミックを迎えるに際し、感染拡大期における保健所業務の優先順位や、保健所と医療機関、消防機関、市町村等との役割分担や協力関係が不明確であった結果、以下のようなことが起き、感染拡大のたびに保健所業務がひっ迫した。

- 保健所業務がひっ迫した場合に、保健所のコアの業務に専念できるよう、各種報告や定期的な調査等の通常業務の縮小・延期といった業務負荷の低減、かかりつけの医療機関への検査や健康観察の委託、検体搬送の簡素化、陽性者の移送についての救急搬送機関との連携、事務の外部委託や都道府県での一元化が必要である。これらについては、順次、厚生労働省から各地方公共団体に指針が示されたが、保健所業務がひっ迫した地域であっても取組はまちまちであり、ひっ迫状況が解消されない地域もあった。
- 都道府県と保健所設置市・特別区の連携や、保健所業務ひっ迫時の全庁体制の構築、IHEAT等外部からの応援の受入れについてマニュアル等の整備並びに周知や研修の実施を行ったが、感染症を対象とした健康危機に関する実践的な訓練が必ずしも十分には行われておらず、実際には円滑に進まなかった。
- 感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生し、保健所のコアの業務である積極的疫学調査や情報の収集・管理などが十分に実施できない地域などが見られた。
- 自宅療養者が増加するにつれて、健康・医療面だけでなく、生活支援が必要

となったが、感染症法上、保健所を有しない市町村の役割が明確でなく、こうした市町村と都道府県との間の情報共有が円滑に進まないなど地方公共団体間の連携が十分にできなかった地域では、食事の配送が遅れるなどの問題があった。

こうしたことから、平時・緊急時における保健所の役割・機能の見直しやそれを通じた保健所と医療機関、消防機関、市町村等が協働して対応する仕組みづくり、保健所のICTツールの徹底的な活用、他部署や外部委託でも保健所業務を実施することができる体制づくりが必要である。その際には、かかりつけの医療機関をはじめ、普段から患者の診療に当たり、重症度の判断や入院調整などを行っている医療機関との連携を密にし、危機時に速やかに協働して対応することができる体制を構築することが重要である。また、ワクチン接種を含め、職場の感染対策のために産業医をより効果的に活用することも重要である。

③ 検査体制の強化

感染症対応の基本はまず検査を正確に行うことであるが、設置が都道府県等に委ねられている地方衛生研究所の法令上の位置付けが不明確であり、発生初期の段階において、地方衛生研究所における検査体制は十分でなく、その能力拡充も遅々として進まなかった。

また、検体採取や検査を行う医療機関における個人防護具（PPE）の不足や検体搬送の煩雑さ、感染拡大に伴う保健所業務のひっ迫などから、検査数がなかなか増加せず、検査ニーズの高まりに十分対応することができなかった。

こうしたことから、感染初期段階から必要な検査が円滑に確保されるよう、公的部門の体制整備をはじめ民間検査機関との協力関係の構築など検査体制を抜本的に強化することが必要である。

④ サーベイランスの強化等

【参考】都保健所の負担軽減に関わる対応策

- 外部委託や業務の一元化、市町村連携による自宅療養者支援等の取組により保健所の負担軽減が図られていた
- 一方で、感染症対応業務のうち事務処理に関しては、一層の外部委託や業務の一元化の対応が可能であり、更なる負担軽減の余地がある

■都保健所における負担軽減の対応及び対応策

感染症対応業務	種別	外部委託	都による一元化	市町村連携	東京都における対応策*1
1. 相談対応	都民対応	○	○	○	(都) 帰国者・接触者電話相談センター開設 (都) 東京都発熱相談センター開設 (都) 新型コロナコールセンター (市町村) 住民からの相談対応
2. 発生届出受理	事務	-	-	-	-
3. 疫学調査	都民対応	-	-	-	-
4. 入院・療養調整	事務・調整	○	○	-	(都) 入院及び宿泊入所調整本部設置 (委託) 地域医、訪問看護師による診療・訪問 (委託) 医療機関による健康観察 (委託) 助産師による妊産婦への健康観察
5. 療養サポート・健康観察	都民対応	○	○	○	(都) 宿泊療養施設の稼働 (都) 自宅療養者フォローアップセンター設置 (都) 自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）設置 (市町村) 自宅療養者等の生活支援 ・パルスオキシメーターの配布・回収 ・食料や生活物資等の配布
6. 療養終了処理 ※退院・退所日時確認、カルテ処理など	事務	-	-	-	-
7. 手続き等	事務	-	-	-	-

負担軽減の余地がある

外部人材の活用による負担軽減

- 会計年度任用職員の活用（保健師・看護師）【各保健所採用】
- 人材派遣職員の活用（保健師・看護師、事務）
- トレーサー班の派遣（保健師・看護師・事務）【感染症対策部採用】

*1：システムに関する対応策は除く（デジタル化の推進の項目を参照）

【参考】保健所の負担軽減に関わる対応策の整理

- 保健所職員でなければ対応が困難な業務以外は外部委託または都道府県等による一元化の方向性が示されているが、疫学調査においては保健所が注力すべき業務となっている

■保健所業務において、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の対応策

感染症対応業務	種別	保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の対応策*1			
		外部委託		都道府県等による一元化	
1. 相談対応	都民対応	○	電話相談	○	電話相談
2. 発生届出受理	事務	○	発生届の入力	-	
3. 疫学調査	都民対応	-	-	-	保健所が注力すべき業務
4. 入院・療養調整	事務・調整	-	-	○	入院調整 宿泊療養施設の入所調整
5. 療養サポート・健康観察	都民対応	○	パルスオキシメーター等の配布・回収 食料や生活物資等の配布 健康観察	○	パルスオキシメーター等の配布・回収 食料や生活物資等の配布 健康観察
6. 療養終了処理 ※退院・退所日確認、カルテ処理等	事務	-	-	-	-
7. 手続き等	事務	○	各種証明書交付	○	各種証明書交付

市町村との連携*2

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第6項の規定（以下「連携規定」という。）により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供等の生活支援を行うにあたっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされ、都道府県等と市町村が連携して自宅療養者等の生活支援を行うことが可能となった

*1：事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応に係わる今後の保健所等の体制について」（令和4年4月4日）

*2：事務連絡「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」（令和3年8月25日）